

第10号議案

文京区職員定数条例の一部を改正する条例に関する意見聴取について

上記の議案を提出する。

令和8年1月28日

提 出 者 文京区教育委員会

教 育 長 丹羽 恵玲奈

文京区職員定数条例の一部を改正する条例

文京区職員定数条例（昭和五十年三月文京区条例第四号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項の表を次のように改める。

一	区長の事務部局の職員	一、七八四人
二	議会の事務部局の職員	一三人
三	教育委員会の事務部局の職員	二三四人
四	教育委員会の所管に属する学校及び幼稚園型認定こども園の職員	一七一人
五	選挙管理委員会の事務部局の職員	八人
六	監査委員の事務部局の職員	七人
	合計	二、二一七人

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

文京区教育局職員定数の変更について

1 職員の定数(条例定数)

単位:人

区 分	定 数			増 減 内 訳			
	令和 7年度	令和 8年度	増 減	増	減		
教育委員会 の事務部局 の職員	234	234	0	学校運営・施設整備に係る体制の 整備(学校運営課)	17	学校運営・施設整備に係る体制の 構築に伴う組織見直し(学務課)	△ 30
				学校運営・施設整備に係る体制の 整備(学校施設課)	15	こども・若者支援体制の構築に伴う 組織見直し(児童青少年課)	△ 4
				庶務担当業務体制の強化(児童 課)	1		
				児童館体制強化(児童課)	1		
				小 計	34	小 計	△ 34
教育委員会 の所管に属 する学校の 職員	175	171	△ 4			学校用務業務の委託化に伴う組織 見直し(教育総務課)	△ 4
				小 計	0	小 計	△ 4
合 計	409	405	△ 4		34		△ 38

2 施行日(予定) 令和8年4月1日

文京区職員定数条例（昭和五十年条例第四号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○文京区職員定数条例 昭和五十年三月二十二日 条例第四号 第一条（略） （職員の定数） 第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 一 区長の事務部局の職員 <u>一、七八四人</u> 二 議会の事務部局の職員 一三人 三 教育委員会の事務部局の職員 二三四人 四 教育委員会の所管に属する学校及び幼稚園型認定こども園の職員 <u>一七一人</u> 五 選挙管理委員会の事務部局の職員 八人 六 監査委員の事務部局の職員 七人 合計 <u>二、二一七人</u> 2～3（略） 第三条（略） 付 則 この条例は、令和八年四月一日から施行する。	○文京区職員定数条例 昭和五十年三月二十二日 条例第四号 第一条（略） （職員の定数） 第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 一 区長の事務部局の職員 <u>一、七四三人</u> 二 議会の事務部局の職員 一三人 三 教育委員会の事務部局の職員 二三四人 四 教育委員会の所管に属する学校及び幼稚園型認定こども園の職員 <u>一七五人</u> 五 選挙管理委員会の事務部局の職員 八人 六 監査委員の事務部局の職員 七人 合計 <u>二、一八〇人</u> 2～3（略） 第三条（略） （新設）